

滞納処分関係 Q&A

Q 1. 納税者本人の同意のない財産差押えは、違法ではないのですか？

A 1. 法律では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならない」（地方税法第331条等）と規定しています。このことから差押えは事前連絡や納税者の同意を必要としない、正当な行政処分です。

Q 2. 納税者の同意を得ずに金融機関や勤務先等へ財産調査を行うことは個人情報保護法に違反しないのですか？

A 2. 市税などを滞納した場合、すべての財産に対する調査が可能となります（国税徴収法第141条）。法令に基づいた調査であるため、金融機関や勤務先等は、この調査に対して協力しなければなりません。このことから、法に基づく財産調査は、個人情報保護法には抵触しない正当な財産調査となります。

Q 3. 市役所の職員は税務署職員のように財産の差押えを行う権限があるのですか？

A 3. 市役所で徴収の業務にあっている職員は地方税法の規定により、税の賦課・徴収に係る検査及び調査又は延滞金の徴収等について市長の職務権限を委任された「徴税吏員」となります。徴税吏員の職務となる滞納処分の手続きは、国税徴収法に規定されていますが、地方税法をはじめとする公租公課の徴収に関する法令にも準用されていますので、税務署職員と同様に法令に基づく滞納処分を自らの判断で執行できる権限を有しています。

Q 4. 税金を滞納したまま亡くなったら？

A 4. 税金を滞納したまま亡くなった場合、滞納税は借入金と同様、民法の規定に従って配偶者や子どもなどの相続人に引き継がれます。放置しておく場合、相続人が差押えなどの滞納処分を受けることになります。